

平成30年7月20日
財 務 局
都 市 整 備 局

「技術者育成モデルJV工事」の発注について（第1弾）

平成30年5月24日に公表した「入札契約制度改革の本格実施について」の通知において、中小企業の技術力研鑽の機会を創出し、都の建設業全体の技術力の確保・向上を図ることを目的として、共同企業体の結成を義務化した、「技術者育成モデルJV工事」を試行する旨をお知らせしたところです。

このたび、その試行の第1弾として発注する予定の案件が決まりましたので、下記のとおりご案内します。

なお、平成30年度は、今後も、建築及び土木の業種において、「技術者育成モデルJV工事」を数件ずつ発注する予定です。

記

《試行対象工事》

工 事 件 名：都営住宅30H-109東（江東区辰巳一丁目）工事

履 行 場 所：東京都江東区辰巳一丁目15番ほか

公表予定時期：平成30年7月下旬

工事発注規模：A04 16億円以上22億9,000万円未満

【参考】「技術者育成モデルJV工事」について

1 入札参加条件

第一順位企業を大企業（中小企業基本法第2条第1項第1号にいう中小企業ではない企業）、第二順位企業を都内の中小企業※（中小企業基本法第2条第1項第1号にいう中小企業）とするJVを結成することを入札参加の条件とします。

※ 本店所在地が都内である中小企業

2 技術者の配置

第二順位企業の技術者（主任技術者又は担当技術者）に、3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある45歳以下の若手や中堅の技術者を1名以上配置していただきます。

3 育成成果等の確認

2の技術者の育成に係る成果（習得した技術等）、及びその成果の企業内へのフィードバックの取組状況について、報告書を提出していただきます。

4 工事成績評定の加点評価

2の技術者の技術力等の習得・向上等に優良な成果があり、かつその成果が企業内に有効にフィードバックされたことが確認できた場合、「東京都工事成績評定要綱」に基づき、工事成績評定の加点評価を行います。

※ 詳しくは、本案件の入札公表時に、東京都電子調達システムの入札情報サービスにおいて御確認ください。

<http://www.e-procurement.metro.tokyo.jp/indexPbi.jsp>

【問合せ先】

（技術者育成モデルJV工事の基準等に関すること）

財務局経理部契約調整担当（直通）03-5388-2607

（工事に関すること）

都市整備局東部住宅建設事務所建設課（直通）03-3256-2260